

熊本市太陽光発電のための公共施設の屋根等の使用に関する条例の一部改正について

熊本市太陽光発電のための公共施設の屋根等の使用に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市太陽光発電のための公共施設の屋根等の使用に関する条例の一部を改正する条例

熊本市太陽光発電のための公共施設の屋根等の使用に関する条例（平成 25 年条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「第 2 条第 1 項の」を「第 2 条第 4 項の」に改める。

第 2 条第 1 項中「第 6 条第 1 項」を「第 9 条第 4 項」に改める。

第 5 条第 3 項中「第 3 条第 1 項」を「第 3 条第 2 項」に改める。

第 12 条第 1 号中「第 6 条第 6 項」を「第 15 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 12 条の改正規定は、公布の日から施行する。

（提出理由）

強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正

する法律（令和２年法律第４９号）等の施行による電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。